

1 経緯等

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年7月3日公布）附則において、政府はストーカー行為等の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見聴取等の措置を講ずることとされたことを踏まえ、有識者や被害者関係者から成る「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」（座長：前田雅英 首都大学東京法科大学院教授）を開催。

2 検討状況

昨年11月に第1回を開催して以後、これまでに被害者支援団体、ストーカー事件御遺族等からヒアリングを実施するなど、計8回の検討会を開催し、報告書を取りまとめたもの。

3 報告書概要

(1) ストーカー行為等の規制の在り方

○ 規制対象行為の拡大

- ・ SNSを用いたつきまとい等及び「はいかい」行為を規制対象とするべき

○ 禁止命令等の制度の見直し

- ・ 必要な手続を確保しつつ、現場においてより迅速かつ効果的な命令を発出できるような制度を総合的に検討すべき

○ ストーカー行為罪の罰則の強化等

- ・ 刑法等の罰則との均衡に配意しつつ、罰則を引き上げるべき
- ・ 非親告罪とする方向で一層の議論がなされるべき

(2) 加害者対策の在り方

- 警察庁における精神医学的・心理学的手法に関する調査研究を推進し、より効果的な加害者対策につなげることを期待

- 関係省庁、医療機関等が連携の上、様々な段階で加害者に更生プログラムを実施することなどについて検討すべき

(3) 被害者等を支援するための取組

○ 支援体制の整備

- ・ ストーカー事案を担当する警察官を大幅に増員するべき
- ・ 関係機関による情報提供、支援機能の大幅な拡大・充実が必要

○ 被害者の一時避難等の支援

- ・ 一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備、長期的避難のための支援措置の在り方を検討する必要
- ・ ストーカー被害者の経済面からの支援方策も検討すべき

○ 被害者情報の保護

- ・ 職務関係者による被害者の秘密保持徹底のための取組、住民基本台帳閲覧制限等支援措置の厳格な運用を図る必要

○ 被害者等に対する情報提供等

- ・ 警察や関係機関による事案の特徴・防止策等の周知・啓発、ストーカー被害の実態等を把握するための調査研究の推進

○ ストーカー予防のための教育等

- ・ ストーカー被害者にも加害者にもならないための教育、教員等への研修が必要

4 今後の対応

関係省庁等とも連携を図りつつ、報告書の内容を速やかに具体化するための取組を推進する。

警察庁が業務を委託しているインターネット・ホットラインセンター（IHC）と、IHCと同様に一般利用者から受け付けた違法・有害情報に係る警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行う一般社団法人セーフラインインターネット協会（SIA）では、最近のインターネット上を流通する情報をめぐる状況等を踏まえ、それぞれの運用ガイドラインを改定し、違法・有害情報の排除に向けた取組を強化しているもの。

1 IHCにおける取組

IHCの「ホットライン運用ガイドライン」において、

- ・ 3Dプリンタによる銃砲の製造を助長等する設計図データ
- ・ 盗撮行為を誘引等する情報
- ・ ストーカー行為等に関し、当該行為や違法な手段による戸籍謄本、住民票の写し等の入手を請負等する情報

を有害情報に追加し、本年8月1日から運用を開始。

2 SIAにおける取組

SIAの「セーフライン運用ガイドライン」において、

- ・ 児童を対象としたいじめに係る画像等
- ・ リベンジポルノ画像等

を「特に社会問題化している又はそのおそれのある違法情報（権利侵害情報を含む）」として追加するとともに、

- ・ 危険ドラッグの販売等を請負等する情報

等を有害情報に追加し、本年7月17日から運用を開始。

3 SIAの警察への通報及びサイト管理者等への削除依頼の方法

- ・ IHCとSIAで共通する違法情報のうち、国内のサーバに係るものについては、SIAからIHCに通報し、IHCが警察への通報、サイト管理者等への削除依頼を実施。
- ・ いじめ、リベンジポルノ画像等のSIA独自の違法情報については、本人や保護者からの通報であると確認できれば、通報者に対して警察への相談について教示したり、SIAがサイト管理者等への削除依頼を実施。
- ・ 有害情報については、SIAがサイト管理者等への削除依頼等を実施。

4 警察の対応

IHCとSIAが緊密に連携して活動することにより、全体としてインターネット上の違法・有害情報排除対策の強化につながるよう必要な支援等を実施。

公安委員会	佐世保市内における女子高校生	平成26年8月7日
説明資料No. 3	による殺人事件の発生・検挙について	捜査第一課

長崎県警察は、本年7月27日、佐世保市内居住の高校生が同級生を殺害したとして殺人罪で通常逮捕した。

1 被疑者

住居 長崎県佐世保市

高校生 A女 16歳

2 被害者

住居 長崎県佐世保市

高校生 B女 15歳

3 逮捕事実の概要

被疑者は、本年7月26日（土）午後8時頃、佐世保市内の住居地において、同級生である被害者を殺害したもの。

4 捜査の経緯

- (1) 被害者の父親から「娘が帰宅しない」との通報を受け捜査した結果、最終接触者が被疑者と判明。
- (2) 被疑者が居住する佐世保市内のマンション前で被疑者を確保するとともに、居室内を確認した結果、被害者の遺体を発見したもの。
- (3) 被疑者が犯行を認めたことから、殺人罪で通常逮捕。

公安委員会 説明資料No. 4	新発田市内における略取・殺人等事件 の検挙について	平成26年8月7日 捜査第一課
---------------------------	------------------------------	--------------------

新潟県警察は、平成25年11月22日、新潟県新発田市内において女性が所在不明となり、本年4月7日、同市内において遺体で発見された事件につき、7月31日、被疑者を略取、殺人罪等で通常逮捕した。

1 被疑者

住居 新潟県新発田市

() 31歳

2 被害者

住居 新潟県新発田市

パート従業員 A 女 22歳

3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成25年11月22日、新発田市内の路上において、被害者を連れ去り、その後、殺意をもって、暴行を加えるなどし、よって、同女を殺害したものの。

4 捜査の経緯

- (1) 新潟県警察では、平成25年11月22日、被害者の親族から行方不明届を受理して捜査していたところ、本年4月7日、通行人が雑木林の中で被害者の遺体を発見。
- (2) 現場の状況等から死体遺棄事件と認め、捜査本部を設置し、鋭意捜査を推進。
- (3) 所要の捜査の結果、別の事件で逮捕していた上記被疑者の犯行と断定し、7月31日、略取、殺人罪等で通常逮捕。

公安委員会	松戸市内における略取未遂事件	平成26年8月7日
説明資料No. 5	の発生・検挙について	捜査第一課

千葉県警察は、本年7月25日、松戸市内における女子児童被害の略取未遂事件を認知し、所要の捜査を推進した結果、同日中、被疑者を通常逮捕した。

1 被疑者

住居 千葉県松戸市

() 24歳

2 被害者

住居 千葉県松戸市

小学生 A 女 9歳

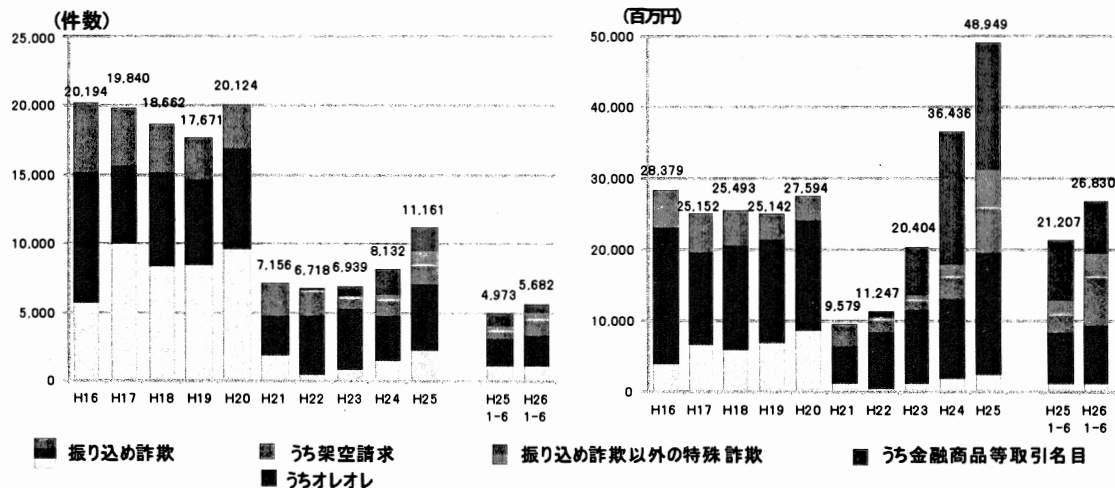
3 逮捕事実の概要

被疑者は、本年7月25日午前8時15分頃、松戸市内の路上において、同所を歩行中であった被害者をあらかじめドアを開放した状態で駐車しておいた自己の車両に引き込もうとしたが、被害者が大声を出すなどして抵抗したため、その目的を遂げなかったもの。

4 捜査の経緯

- (1) 千葉県警察は認知後、松戸署、捜査第一課及び子ども女性安全対策課等関係所属が連携し、県警察を挙げての捜査態勢により初動捜査を推進。
- (2) 同日午前11時23分、松戸署員が手配された被疑車両と類似するナンバーの車両を発見、運転手に職務質問を実施したが、同人は関与を否認。
- (3) その後、更に所要の捜査を推進し、同日午後6時55分、同人を任意同行して取り調べたところ、犯行を認めたことから、通常逮捕。

1 特殊詐欺の被害の認知状況



○ 認知件数・被害総額の増加傾向が継続

- ・ 特殊詐欺全体の認知件数（既遂）は5,682件（前年同期比+14.3%）、被害総額は268.3億円（+26.5%）とここ数年の増加傾向が継続。
- ・ オレオレ詐欺や還付金詐欺の被害者は依然60歳以上の女性が7割超。
- ・ 他方、急増する架空請求詐欺（1,167件（+92.9%）、68.4億円（+183.6%））の被害者は若年層を含む幅広い年齢層に分布。

○ 振込送金型と現金手交型が拮抗、現金送付型が急増

- ・ 振込送金型が38.8%、現金手交型が37.9%とほぼ並び、現金送付型が22.1%（+7.2P）と増加。

2 対策

○ 犯行組織の壊滅

- ・ 犯行拠点の急襲・壊滅や突上げ捜査による犯行グループ中枢幹部の検挙
- ・ 「騙されたふり」作戦による受け子の検挙

※ 平成26年上半期は13箇所の拠点を急襲・壊滅、68人を検挙。特殊詐欺全体の検挙件数は1,607件（+6.8%）、検挙人員は916人（+13.4%）。うち暴力団構成員等360人（構成比39.3%）、少年161人（同17.6%）。

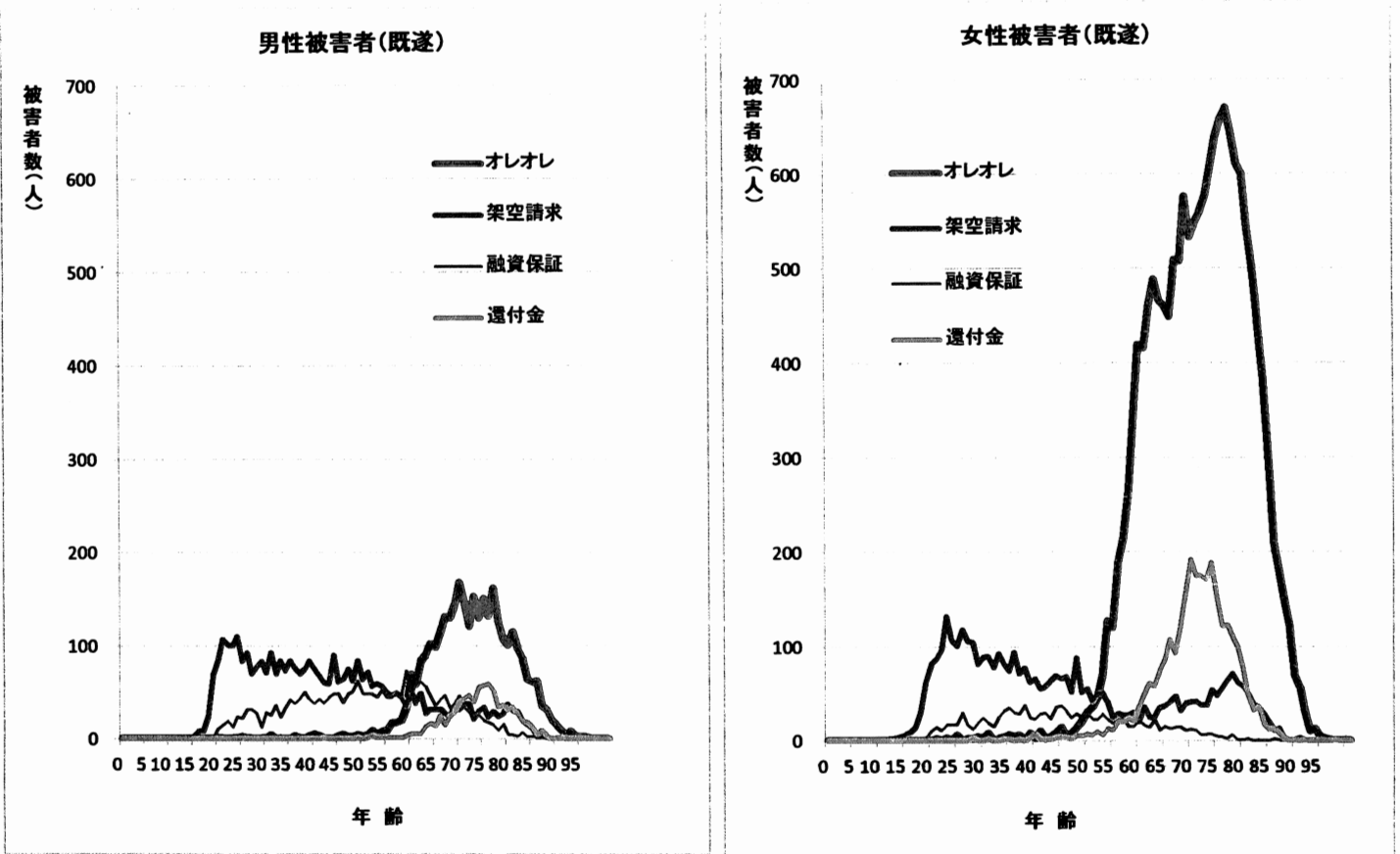
○ 犯行ツールの遮断

- ・ 犯罪利用口座の凍結と金融機関による凍結口座名義人情報の活用
- ・ 金融機関への一日あたりATM利用限度額抑制の求め
- ・ 郵便・宅配事業者による被害金送付先情報を活用した現金在中のレターパック・宅配便の配達阻止
- ・ 悪質な私設私書箱事業者の取締り
- ・ 携帯電話不正利用防止法（本人確認義務）違反被疑者の検挙
- ・ 携帯電話事業者への不正貸与業者との回線契約解除の求め
- ・ 電話転送サービス事業者等への利用者との契約解除の求め
- ・ 犯罪利用ウェブサイトの削除（サーバからの送信防止措置）

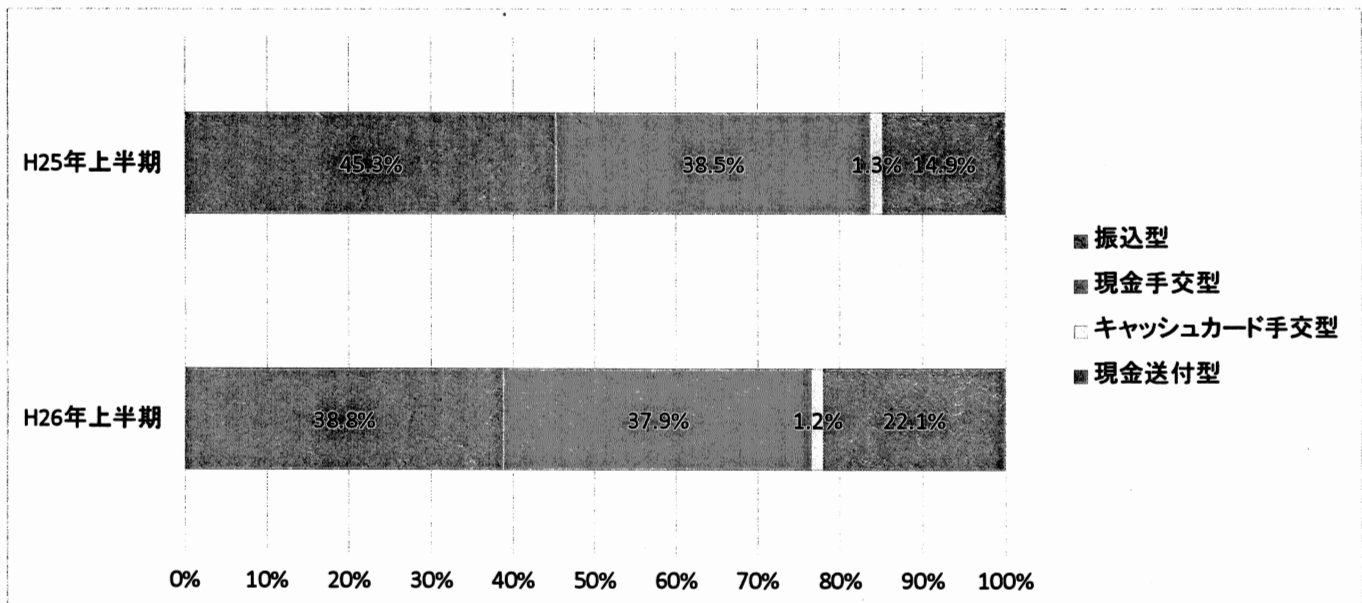
○ 国民及び社会の抵抗力強化

- ・ 金融機関による窓口振込被害の阻止
- ・ 『レターパック、宅配便で現金送れ』、『ロト6の当選番号教えます』はすべて詐欺』の周知

1 各年齢における振り込め詐欺被害者数(H21～H25の合計値)



2 被害金交付形態別認知件数(既遂)



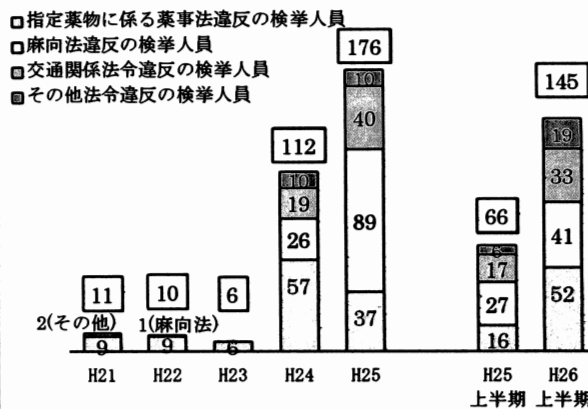
	振込型		現金手交型		キャッシュカード手交型		現金送付型	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
H25年上半期	2,253	45.3%	1,917	38.5%	63	1.3%	740	14.9%
H26年上半期	2,206	38.8%	2,151	37.9%	70	1.2%	1,255	22.1%
増減	-47	-6.5P	+234	-0.6P	+7	-0.1P	+515	+7.2P

1 検挙状況

- 平成 26 年上半期の検挙状況は
 - ・ 128 事件 (+77 事件、+151%)
 - ・ 145 人 (+79 人、+120%)
 であり、昨年同期比大幅増。

うち

- 暴力団関係者等 7 事件、7 人
- 外国人 8 事件、8 人
- 少年 4 事件、4 人



危険ドラッグとは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。以下同じ。）又は指定薬物（薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

※ 交通関係法令違反及びその他法令違反には、規制薬物及び指定薬物が検出されなかった事件を含む。

2 改正薬事法施行後の新たな違反態様等の検挙状況

- 乱用者に対する検挙
 - ・ 単純所持 28 人
 - ・ 使用 2 人
- 乱用者からの突き上げによる供給者側の検挙
 - ・ 販売 1 人、授与 2 人、所持 2 人

3 危険ドラッグ乱用者の検挙状況

- 平均年齢 34.0 歳
- 男女別 男性 111 人、女性 5 人
- 薬物経験別 約 8 割が薬物事犯初犯者。
- 危険ドラッグの入手先 約 6 割が街頭店舗で入手。約 2 割がインターネットで入手。

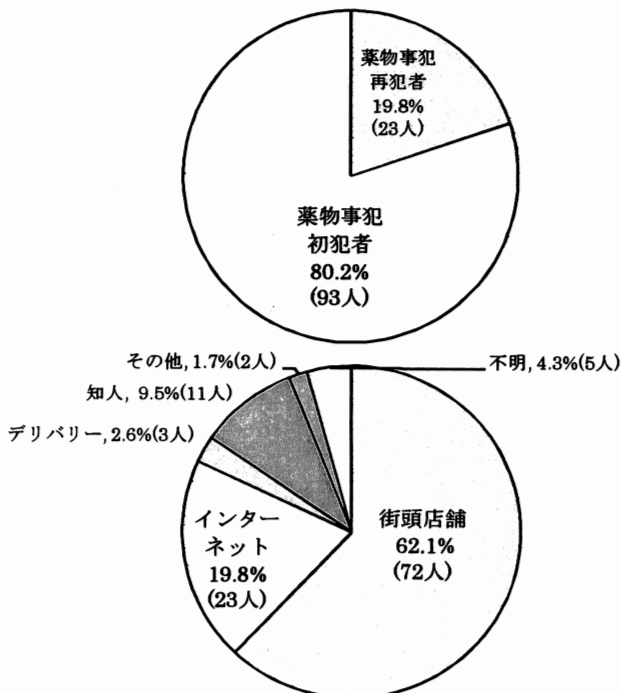
※ 危険ドラッグ乱用者の検挙とは、危険ドラッグに係る検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側を除いた検挙をいう。

【今後の危険ドラッグ対策】

- 乱用者に対する取締り及び販売店舗等に対する突き上げ捜査の徹底。
- 一斉合同立ち入り検査等による販売店舗の実態把握、指導警告。
- 「危険ドラッグ」の呼称を活用した、非常に危険であることの広報啓発。

法令(罪名)別	H21		H22		H23		H24		H25		H25 上半期		H26 上半期	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
指定薬物に係る薬事法違反	7	9	5	9	5	6	34	57	21	37	10	16	41	52
うち乱用者による単純所持・使用等													29	30
麻向法違反	0	0	1	1	0	0	17	26	57	89	19	27	36	41
交通関係法令違反	0	0	0	0	0	0	19	19	38	40	17	17	33	33
その他法令違反	1	2	0	0	0	0	6	10	9	10	5	6	18	19
合計	8	11	6	10	5	6	76	112	125	176	51	66	128	145

	指定薬物に係る薬事法違反	麻向法違反	交通関係法令違反	その他法令違反	合計(人)	構成率
50歳以上	3	2	2	2	9	7.8%
40~49歳	8	10	3	3	24	20.7%
30~39歳	10	12	11	6	39	33.6%
20~29歳	6	11	16	7	40	34.5%
20歳未満	3	0	1	0	4	3.4%
合計(人)	30	35	33	18	116	



1 交通事故発生状況

- 発生件数（概数） 27万7,591件（前年比－2万5,866件、－8.5%）
- 死者数 1,925人（同－79人、－3.9%）
- 負傷者数（概数） 34万2,656人（同・－3万3,483人、－8.9%）

2 交通死亡事故の主な特徴**(1) 高齢者（65歳以上）**

- ・ 高齢者の死者数が過半数を占め、人口10万人当たり死者数は高齢者が他の年齢層の3.2倍（2,3頁）
- ・ 歩行中及び自転車乗用中で高齢者が高い割合を占める（9頁）
- ・ 歩行中の死者は75歳以上の女性が多く、歩行中及び自転車乗用中は免許なしの割合が高い（10頁）
- ・ 65～74歳高齢者は、自転車乗用中、歩行中が特に減少。75歳以上高齢者は、自転車乗用中が特に減少するも、歩行中が増加（11頁）
- ・ 75歳以上高齢運転者による事故が増加、免許保有者10万人当たりでも75歳以上は高い水準（18,19頁）

(2) 飲酒運転

- ・ 飲酒運転による死亡事故がやや減少（25頁）

(3) シートベルト

- ・ シートベルト非着用死者がやや減少（5頁）

(4) 自転車

- ・ 自転車乗用中の死者数が特に減少（4頁）
- ・ 自転車に関連した死亡事故のうち、4分の3に法令違反あり（24頁）

(5) 高速道路

- ・ 高速道路では、死亡事故件数がやや増加し、死者数はやや減少（33頁）

3 道路交通法違反取締り状況（32頁）

- 取締り総件数 484万6,119件（前年比－36万6,391件、－7.0%）
 うち点数告知 72万4,673件（同－10万4,283件、－12.6%）
 うち駐車違反 78万5,908件（同－7万6,897件、－8.9%）

注1 点数告知とは、シートベルト、ヘルメット、チャイルドシートの取締りをいう。

注2 駐車違反には、駐停車違反に係る告知・送致件数及び放置違反金納付命令件数を計上している。

4 今後の交通死亡事故抑止対策について

- 高齢者に対する交通安全教育の推進
- 薄暮時における交通事故対策
- 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- シートベルト着用の徹底
- 中高年層も含めた自転車対策

公安委員会 説明資料No. 9	貨物自動車に係る運転免許制度の 在り方に対する意見の募集について	平成26年8月7日 運転免許課
---------------------------	-------------------------------------	--------------------

1 意見募集の趣旨

近年、集配等で利用頻度の高い最大積載量2トンの貨物自動車が、保冷設備等の架装により、車両総重量が5トンを超えてしまうことが多くなっており、現行の運転免許制度と我が国で運転されている自動車の実態との間にギャップが生じているとの指摘があったことから、警察庁では、平成25年9月から5回にわたり開催した貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会において、現在の貨物自動車に係る運転免許制度の課題を明らかにしつつ、より安全で、かつ、我が国内で運転されている自動車の実態に即した運転免許制度の在り方について検討していただき、本年7月10日に、同有識者検討会から警察庁に対し、報告書が提出されたところである。

同報告書において、「本報告書をあらかじめホームページ等で公表し、社会的意見を幅広く聴取した上で、これらを踏まえた具体的制度作りを実施すべきである。」との御意見を頂いていることから、同報告書を踏まえた貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に対する意見を募集するもの。

2 意見の募集

平成26年8月8日（金）から平成26年9月6日（土）までの30日間